

京都府新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）助成金交付要領

（趣旨）

第1条 知事は介護サービス事業所・施設等が実施する新型コロナウイルス感染症対策のための事業に要する経費に対し、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（令和2年6月19日付け老発0619第1号厚生労働省老健局長通知。）に基づき、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号、以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）訪問系サービス事業所 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所をいう。
- （2）通所系サービス事業所 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所をいう。
- （3）短期入所系サービス事業所 短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所をいう。
- （4）多機能型サービス事業所 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。
- （5）介護施設等 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。
- （6）介護サービス事業所・施設等 第1号から第5号の総称をいう。ただし、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

（助成対象経費等）

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業等」という。）、助成対象者、対象経費又は支援額及び対象期間は別表1のとおりとする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、介護サービス事業所・施設等ごとに、別表2に示す基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に示す期日までに交付申請書を知事へ提出するものとする。

2 別表1の助成事業のうち、介護サービス事業所等に勤務する職員に対する慰労金について、退職等により介護サービス事業所・施設等を通じて申請を行うことが困難な者（以下「個人申請者」と

いう。)は、個人用申請書(別記第2号様式)を知事に提出するものとする。

(申請書類の提出及び経由)

第6条 この要領に基づき提出する申請書類は、京都府国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)経由するものとする。

ただし、国保連に対して介護保険事業に係る報酬請求を行っていない介護サービス事業所等、国保連に登録されている口座が債権譲渡されている介護保険サービス事業所・施設等及び個人申請者については、直接知事へ提出するものとする。

(交付決定)

第7条 知事は、第5条に規定する申請書を受理した場合は、申請書の内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

(額の確定)

第8条 規則第14条に定める個人申請者の額の確定については、交付決定をもって確定したものとみなす。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第10条 助成金の交付を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成事業完了後に申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事が別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(助成金及び慰労金の概算払)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、交付決定を受けた額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(財産の処分)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了した後も助成事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)について、別記第4号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、

同条第2号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上のものとする。

(書類の整備)

第13条 助成事業者は、助成金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月17日から施行し、令和2年度分の助成金から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

助成事業	助成対象者	対象経費又は支援額	対象期間
1 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	府の区域に所在する訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、多機能型サービス事業所及び介護施設等で、利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないものの。 対象経費の例は別表 2 のとおり。	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
2 介護サービス事業所等に勤務する職員に対する慰労金	以下の (1) 及び (2) に該当する者 (1) 府の区域に所在する訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、多機能型サービス事業所及び介護施設等に勤務し、利用者と接する職員 介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて事業を継続していた事業所に勤務し、利用者 と接する職員 (2) 次のいずれにも該当する職員 ① 介護サービス事業所等で左記の対象期間において通算して 10 日以上勤務した者 ② 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合は対象に含まれる。）	(1) 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所等に勤務し、利用者 と接する職員にいては以下の①、②、③のいずれかとする。 ① 訪問系サービス事業所において、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを 1 度でも提供した職員 1 人 20 万円 ② ①以外の介護サービス事業所・施設等で実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に当該事業所・施設で勤務した職員 1 人 20 万円 ③ ①②以外の職員 1 人 5 万円 (2) (1) 以外の介護サービス事業所等に勤務し、利用者 と接する職員 1 人 5 万円	令和 2 年 1 月 30 日から令和 2 年 6 月 30 日まで

3 介護サービス再開に向けた支援事業 (1) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び多機能型サービス事業所	在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、電話又は訪問を行うことにより、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等を行う経費	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
(2) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	令和2年4月1日以降、感染防止のための環境整備を行った訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び多機能型サービス事業所	「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」)を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する物品の購入費用等 対象経費の例は別表2のとおり。	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

基礎単価(単位:千円、1利用者又は1事業所又は1定員当たり)									
助成対象									
事業所・施設等の種類(※1)									
通所系	1	通常規模型		利用者	事業所	200	事業所	200	事業所
	2	大規模型(1)	事業所						
通所系	3	大規模型(2)		利用者	事業所	200	事業所	200	事業所
	4	大規模型(2)	事業所						
通所系	5	地域密着型通所介護事業所(介護通所介護事業所を含む)		利用者	事業所	200	事業所	200	事業所
	6	地域密着型通所介護事業所(介護通所介護事業所を含む)	事業所						
通所系	7	認知症対応型通所介護事業所		利用者	事業所	200	事業所	200	事業所
	8	認知症対応型通所介護事業所	事業所						
短期入所系	9	通所介護事業所		利用者	事業所	200	事業所	200	事業所
	10	通所介護事業所	事業所						
訪問系	11	訪問介護事業所		利用者	事業所	200	事業所	200	事業所
	12	訪問介護事業所	事業所						
訪問系	13	訪問介護事業所		利用者	事業所	200	事業所	200	事業所
	14	訪問介護事業所	事業所						
訪問系	15	訪問介護事業所		利用者	事業所	200	事業所	200	事業所
	16	訪問介護事業所	事業所						
多機能型	17	居宅介護支援事業所		利用者	事業所	200	事業所	200	事業所
	18	居宅介護支援事業所	事業所						
多機能型	19	居宅介護支援事業所		利用者	事業所	200	事業所	200	事業所
	20	居宅介護支援事業所	事業所						
多機能型	21	居宅介護支援事業所		利用者	事業所	200	事業所	200	事業所
	22	居宅介護支援事業所	事業所						
入所施設・ 居住系	23	介護老人福祉施設		利用者	事業所	200	事業所	200	事業所
	24	介護老人福祉施設	事業所						
入所施設・ 居住系	25	介護老人福祉施設		利用者	事業所	200	事業所	200	事業所
	26	介護老人福祉施設	事業所						
入所施設・ 居住系	27	介護老人福祉施設		利用者	事業所	200	事業所	200	事業所
	28	介護老人福祉施設	事業所						
入所施設・ 居住系	29	介護老人福祉施設		利用者	事業所	200	事業所	200	事業所
	30	介護老人福祉施設	事業所						
対象経費(※6)									
3つの座(換気が悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、及び間近で会話や発生をする密接場面)を避けてサービス提供を行うために必要な感染防止策に関する以下のようものの購入費用等									
a 換気設備 b 床間消毒機 c 空気清浄機 d 化学式消毒薬(0.1%塩素溶液) e カンパシ等のCTI機器(0.1%塩素溶液) f 感染防止のための内装改修費									
・事業所・施設ごとに、基準価額と対象経費の表を比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てたものとする。 ・また、1事業所・施設につき上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									
・また、1事業所・施設に1.5(1)・(2)両方を助成することができる。									

(別記第1号様式)

令和 年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

(法人名)
(役職・代表者名)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業助成金（介護分）交付申請書

標記について、次により助成金及び慰労金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額： 千円

(内訳)

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1. 介護慰労金事業 | 千円 |
| 2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 | 千円 |
| 3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 | 千円 |
| 4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 | 千円 |

(添付書類)

- 1 事業所・施設別申請額一覧（様式1及び別添）
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2）
- 3 介護慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）

【申請内容に関する連絡先】

申請法人住所		〒
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

(樣式1)事業所・施設別申請額一覧

[illegible]

(別添)事業所・施設別申請額一覧(サービス別一覧)

No.	介護保険 事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	電話番号	郵便番号	住所	代表となる 事業所・施設名	補助予定額(千円)					合計
								介護 慰労金	20万円 対象者の 有無	感染対策 費用助成 事業	個別再開 支援助成 事業	再開環境 整備助成 事業	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

(注)行が不足する場合には、「本申請書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

(様式2)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)事業実施計画書(事業所単位)									
施設概要									
介護保険事業所番号				事業所名称					
所在地	郵便番号	都道府県名	住所			連絡先	電話番号	担当部署名	
提供サービス				サービス種類コード		定員	人	職員数 (派遣含む)	人
事業区分		☐ 介護慰労金事業 → 1を記載 ☐ 感染対策費用助成事業 → 2を記載 ☐ 個別再開支援助成事業 → 3を記載 ☐ 再開環境整備助成事業 → 4を記載							
口座情報									
国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意す						本事業は原則、国保連合会のシステムを活用した補助金の交付を予定しています。(債権譲渡がある場合を除く) 債権譲渡されていない場合は、左欄に○を入れて下さい。 ※債権譲渡されている場合、都道府県に申請して下さい。			
国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない									
支出予定額									
1. 介護慰労金事業 ※対象職員の氏名等について、様式3を作成すること。							申請額①	千円	
慰労金の区分・人数	20万円対象	人	5万円対象	人	振込手数料	千円(千円未満切り捨て)			
2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業						補助上限額	申請額	今回申請分②	千円
						千円		既申請分	千円
【感染拡大防止対策や介護サービスの提供体制の確保のための経費】								年度合計額	千円
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等							
賃金・報酬									
謝金									
会議費									
旅費									
需用費									
役務費									
委託料									
使用料及び賃借料									
備品購入費									
合計									
3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業							申請額③	千円	
利用者1人あたり単価 (居宅介護支援以外共通)	電話による確認	1,500 円	対象利用者数	人					
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数	人					
居宅介護支援のみ 右欄に記載	電話による確認	1,500 円	対象利用者数	人					
	電話による確認(看護師等が協力した場合)	4,500 円	対象利用者数	人					
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数	人					
	訪問による確認(看護師等が協力した場合)	6,000 円	対象利用者数	人					
4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業						補助上限額	申請額	今回申請分④	千円
						千円		既申請分	千円
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】								年度合計額	千円
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等							
賃金・報酬									
謝金									
会議費									
旅費									
需用費									
役務費									
委託料									
使用料及び賃借料									
備品購入費									
合計									

(注)2. 及び4. の事業の申請額(今回申請分)は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

(樣式3)介護慰勞金受給職員表(法人單位)

※ 本表は法人単位でまとめて記載すること。

[illegible]

[illegible]

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護分）個人用申請書

申請日	令和 年 月 日
対象期間内に勤務していた事業所・施設等の所在する都道府県	
京都府知事 西脇 隆俊 様	



①申請者の氏名等

(フリガナ) 氏 名	現 住 所	生年月日
印	〒	(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日
日中連絡可能な電話番号	()	(自宅・勤務先・携帯)
電子メールアドレス		

②対象期間内に勤務していた介護サービス施設・事業所の名称等

勤務先の名称	事業所番号	住所

③申請額等

申請額	5万円 ・ 20万円	(該当する金額を○で囲んでください)
裏面の申請額フローチャートの該当番号に○をつけてください		重複申請の有無
① ・ ② ・ ③		有 ・ 無

④勤務先における申請者の業務内容等 ※介護サービス事業所・施設において記載してもらうこと

勤務先での職種	サービス種類	利用者との接触の有無
		有 ・ 無
起点(※)から6月末までの勤務日数	勤務先における主な業務内容	
勤務先の証明	法人名	代表者名 印

※起点は、京都府においては令和2年1月30日

注：1カ所の勤務だけでは日数要件に満たない場合、勤務した日数を合算できるが、その場合にはこの用紙を追加して表面の①（申請者の氏名と印及び生年月日のみで可）、②、④の欄に記載したものを2枚目以降に重ねてホッチキスで綴じて提出すること。

○下記の事項に同意の上、慰労金を申請します。

- ①当該介護サービス施設・事業所での勤務実態が条件を満たしていない場合は申請できません。
- ②医療・介護・障害の慰労金について、他の介護サービス施設・事業所等及び医療機関等からの給付申請や他の都道府県への給付申請を行うことはできません。
- ③京都府が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振込が完了せず、かつ、申請期限までに、京都府が申請者に連絡をしようとしても連絡がとれない場合には、京都府は申請が取り下げられたものとみなします。
- ④慰労金の給付条件を満たしていなかった場合、記載内容に虚偽があった場合又は複数機関から給付を受けた場合は、慰労金を不当利得として返還していただきます。
- ⑤慰労金は、申請された口座に支給します。氏名等に変更があった場合は速やかに申し出て下さい。

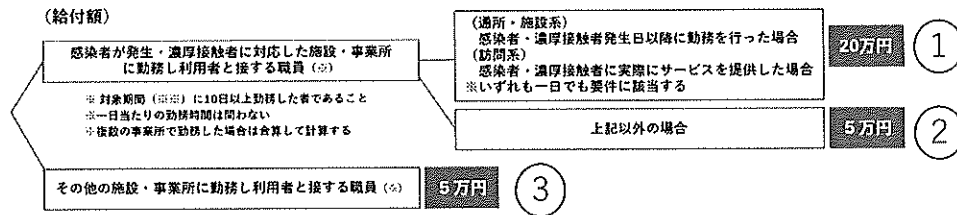
【受取口座記入欄】 ※長期間入出金のない口座を記入しなすこと

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰で記載)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 5.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※に記載)		通帳番号 (右詰で記載)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択した場合は、 金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 を記載すること	※			

★裏面にも記載箇所があります

(申請書裏面)

○慰労金の申請額フローチャート



(注※) 対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日(★)のいずれか早い日(岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16)から6/30までの間
★ チャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。

本人確認書類 写し貼り付け
・運転免許証のコピー・健康保険証のコピー 等

振込先金融機関口座確認書類 写し貼り付け
・通帳(口座番号が書かれた部分)又はキャッシュカードのコピー 等

チェックリスト

(以下の項目について必ず確認し、確認後はチェック欄(□)にレを入れること)

- ☐ ①記載漏れや記載誤りがないか、再度ご確認下さい。
- ☐ ②記入した口座番号と添付した通帳のコピーの口座番号が一致することをご確認下さい。
- ☐ ③添付資料に漏れが無いにご確認下さい。
- ☐ ④医療・介護・障害の慰労金について、他の介護サービス施設・事業所等及び医療機関等からは慰労金の申請はしません。
- ☐ ⑤慰労金の給付条件を満たしていなかった場合、記載内容に虚偽があった場合、複数の慰労金の給付を受けた場合は、慰労金の返還をしなければならないことを確認しました。

(別記第3号様式)

令和 年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

(法人名)
(役職・代表者名)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業助成金（介護分）実績報告書

標記について、次により助成金及び慰労金を交付を受けた事業について関係書類を添えて報告す

所要額： 千円

(内訳)

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1. 介護慰労金事業 | 千円 |
| 2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 | 千円 |
| 3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 | 千円 |
| 4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 | 千円 |

(添付書類)

- 1 事業所・施設別実績額一覧（様式1及び別添）
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関する事業実施報告書
（事業所単位）（様式2）
- 3 介護慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）

【報告内容に関する連絡先】

法人住所		〒
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

(樣式1)事業所・施設別実績額一覧

[illegible]

(別添)事業所・施設別実績額一覧(サービス別一覧)

No.	介護保険 事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	電話番号	郵便番号	住所	代表となる 事業所・施設名	支払済額(千円)					合計
								介護 慰労金	20万円 対象者の 有無	感染対策 費用助成 事業	個別再開 支援助成 事業	再開環境 整備助成 事業	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

(注)行が不足する場合には、「本申請書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

(様式2)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)事業実施報告書(事業所単位)

施設概要

介護保険事業所番号		事業所名称			
所在地	郵便番号	都道府県名	住所	連絡先	電話番号
提供サービス		サービス種類コード		定員	人
事業区分		☐ 介護慰労金事業 → 1を記載 ☐ 個別再開支援助成事業 → 3を記載		☐ 感染対策費用助成事業 → 2を記載 ☐ 再開環境整備助成事業 → 4を記載	

口座情報

国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意す	本事業は原則、国保連合会のシステムを活用した補助金の交付を予定しています。(債権譲渡がある場合等を除く)
国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない	債権譲渡されていない場合は、左欄に○を入れて下さい。 ※債権譲渡されている場合、都道府県に申請して下さい。

支出済額

1. 介護慰労金事業 ※対象職員の氏名等について、様式3を作成すること。				実績額①	千円
慰労金の区分・人数	20万円対象	人	5万円対象	人	振込手数料
				千円(千円未満切り捨て)	

2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業		補助上限額	実績額	実績額②	千円
		千円	実績額	既報告分	千円
【感染拡大防止対策や介護サービスの提供体制の確保のための経費】				年度合計額	千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業				実績額③	千円
利用者1人あたり単価 (居宅介護支援以外共通)	電話による確認	1,500 円	対象利用者数	人	
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数	人	
居宅介護支援のみ 右欄に記載	電話による確認	1,500 円	対象利用者数	人	
	電話による確認(看護師等が協力した場合)	4,500 円	対象利用者数	人	
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数	人	
	訪問による確認(看護師等が協力した場合)	6,000 円	対象利用者数	人	

4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業		補助上限額	実績額	実績額④	千円
		千円	実績額	既報告分	千円
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】				年度合計額	千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

(注)2. 及び4. の事業の実績額は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

[illegible]

別記第4号様式(第12条関係)

取得財産管理台帳

財産名 区分	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管又は設置場所	備考
			円	円			
			円	円			
			円	円			

注 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には、区分して記載してください。